

第 248 回浜田市教育委員会定例会議事録

日 時：令和 8 年 2 月 20 日（金） 14：30～16：10

場 所：浜田市役所本庁 4 階講堂 AB

出席者：岡田教育長 杉野本委員 倉本委員 浅津委員 三浦委員

事務局 草刈部長 藤井課長 山口課長 永田担当課長 石橋室長 山本課長

書記：日ノ原係長 川村主任主事

議事

1 教育長報告

2 議題

- (1) 浜田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について（資料 1）
- (2) 学校給食費の改定について（資料 2）
- (3) 浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針（案）について（資料 3）
- (4) 教育委員会委員と社会教育委員の意見交換について（資料 4）
- (5) 浜田市文化財指定の諮問について（資料 5）

3 部長・課長等報告事項

4 その他

- (1) その他

1 教育長報告

岡田教育長

それではただいまから、第 248 回浜田市教育委員会定例会を開催する。

開会にあたり、議題 5 の「浜田市文化財指定の諮問について」の公開、非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思う。

この議題は、本日内容を審議し、諮問後は審議会で審議される内容となっている。答申をいただくまでの間は、公正な審議と意思決定の中立性を保つため、また文化財の保護やその所有者の個人情報保護の観点から、会議を非公開として開催したいと考えている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 8 項の規定により、公開、非公開については、討論を行わずにその可否を決しなければならないとなっているため、お諮りしたいと思う。

議題 5 について、非公開の取扱いとすることにご異論はないか。

各委員
岡田教育長

異議なし。

異論がないということであるため、この議題については非公開での審議とさせていただき、会議の最後に関係職員のみで行いたいと思う。

それでは、教育長からの報告に移らせていただく。

来月 24 日から 3 月 17 日まで 3 月議会が開催される。初日に教育方針について述べるが、教育委員方にもご確認いただいたとおり、浜田市が目指す教育の方向感などを盛り込んでいるため、しっかり伝えていきたいと思っている。

① 1 月 30 日（金）島根県幼小接続プラットフォームフォーラム（県民会館）

1 月 30 日に島根県幼小接続プラットフォームフォーラム並びに縣市町村教育長会議、学力育成会議があり出席した。このフォーラムには三浦委員にもお出かけいただいた。パネラーの方が、幼小接続のカリキュラムを作る前に、幼小双方がやはり子どもの発達段階のイメージが異なっているため、それを合わせる事が非常に重要だと言われた。相互の見学会や研修会などの場が必要ではないかと再確認した。

② 島根県・市町村教育長会議、学力育成会議（県民会館）

その後の教育長会議では、放課後児童クラブで宿題をすることに関して意見交換を行った。県としては、これは学習塾ではないため、学習指導ではなく、学習習慣の定着を目指すものだという考え方を明らかにされた。そうなってくると、放課後児童クラブの経営方針とも重なる部分が出てくると思っている。

それから、小学校の理数強化指導力向上プロジェクトについて、改めて県から説明を受けた。このプロジェクトは、授業改善リーダーの教員が各県市町から推薦され、そのプロジェクトチームが全国学力テストの結果の課題等を踏まえて、評価問題を作ったり、授業の改善プランを作成するというものだが、その作成したものを受けて、各校で確実に実践していこうという意識合わせをさせていただいた。

③ 2 月 6 日（金）浜田市総合教育会議（庁議室）

それから 2 月 6 日に総合教育会議に委員方にも出席していただいた。学校の適正配置について、しっかり意見交換できた。市長の教育に対する思いを聞くことができ、大変有意義だったと思う。市長は学校教育と社会教育が繋がって、人を育ん

でいくというお考えを改めて示された。私も常に意識しているところであるため、これからも同じ方向を向いて浜田の教育に取り組んでいきたいと改めて思った。

④ 2月15日(日)協働のまちづくりフォーラム(ニューキャッスルホテル)

2月15日に協働のまちづくりフォーラムが開催された。当日、各地域のまちづくり活動報告がなされたが、その中で大人が学校行事に関わるとか、中学生が小学校の登校時の挨拶運動に関わるとか、そういった事例発表があった。ゆっくりではあるが、コミュニティ・スクールの仕組みが地域活動と溶け込み始めている、あるいは今後溶け込んでいく可能性があることを実感でき、大変嬉しく思ったイベントとなった。

以上が、このひと月の大まかな活動報告になるが、ご質問などあればお伺いしたいと思う。

各委員

特になし。

2 議題

(1) 浜田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について(資料1)

日ノ原係長

資料1をご覧いただきたい。

3番の目的・理由だが、令和8年4月1日付の機構改革により、教育委員会所管事務を市長部局に移管するため、内部組織及び分掌事務について所要の改正を行うものである。

裏面の2ページの新旧対照表をご覧いただきたい。第2条の内部組織のところで、スポーツ振興課の内室とある高校総体・国スポ・全スポ推進室を削除する。

また、次の3ページをご覧いただきたい。第4条、事務局の分掌事務の中の高校総体・国スポ・全スポ推進室について、1から3の分掌事務を全て削除するという内容である。

なお、施行期日は令和8年4月1日である。

岡田教育長

説明は以上である。

この件について、ご質問などあればお伺いしたいと思う。

各委員

特になし。

岡田教育長

では、本規則についてご承認いただけるか。

各委員

全会一致で承認

(2) 学校給食費の改定について(資料2)

藤井課長

それでは、資料2をご覧いただきたい。

令和8年度からの学校給食費の改定についてである。給食費の改定については、学校、保護者、地域の代表者等で構成される学校給食審議会に諮問し、同審議会から回答された答申をもって、教育委員会にて、その答申の内容を十分に考慮して決定することとなっている。

学校給食費については、前回は令和5年度に引上げ改定をしたが、その際に概ね3年を目安に見直しをといる答申が出ているため、3年目となる令和8年度からの改定に向けて、今年度1年間をかけて学校給食審議会で審議をいただき、その結果を答申として2月2日にいただいている。

別添の資料として答申書を付けているため、ご覧いただきたい。答申書の1、給食費の改定についてのところである。(1)から(3)まで大きく3点の内容があった。

まず一つ目は給食費を引き上げること、二つ目は市内各地域で現在異なっている給食費を統一することである。三つ目は、他の食材に比べて米の価格高騰が顕著であるため、引き上げ額を算定するにあたっては主食と副食等を分けて考えることという3点の答申をいただいている。

また、裏面に附帯意見として記載があるが、物価高騰の勢いが先行き不透明だということで、令和9年度以降の給食費については改めて令和8年度中に検討するというので、今回の改定については令和8年度のものというところで附帯意見をいただいている。

この審議会からいただいた答申を踏まえ、教育委員会としては、令和8年4月1日から全市統一として、小学校391円、中学校468円の給食費にしたいと考えている。

この改定案については、2月4日から2月18日にかけて市内の給食センターの運営委員会と三隅地域の小学校、中学校の給食運営委員会を開催し、各地域の意見聴取を行っている。

旭学校給食センターの運営委員会で、お一人から、これまでも特に問題がなかったのに給食費を統一する必要があるのかという意見をいただいたが、それ以外の委員と他の地域からは、今回のこの改定案について同意をいただいているところである。

こちらでいくと小学校で1食当たり71円から83円、中学校で1食当たり108円から127円の値上げとなるため、これまでの改定

と比べるとかなり引き上げ額が大きくなる場所である。

ただ令和 7 年度については、年度途中で給食費を改定することが難しいため、食材高騰分については、市から補助を行っている現状である。今回の引き上げ額については、令和 7 年度中に市から補助している金額とほぼ同程度となっているため、今回この額まで給食費を引き上げたとしても、令和 8 年度が令和 7 年度並みの食材費で落ち着いているとして、現在と同程度の給食が提供できるという金額であるため、額については極めて現実的な額だと考えている。

また、資料 2 の裏面だが、参考として 3 月議会に上程する予定の、給食費に対する補助制度について案内している。

今回の給食費改定により保護者の負担額はかなり増えるため、この改定に併せ、保護者の方へ補助制度の周知を行う予定としている。

小学校については、国の給食費無償化補助金を活用し、一人当たり 5,200 円×11 ヶ月分を補助する。中学校については、来年度は国の制度がないため、市が独自に値上げ額の 2 分の 1 を激変緩和措置として補助するというものである。これで小学校の保護者については年間 57,200 円の負担減、中学校の保護者については年間大体 10,800 円から 12,600 円の負担減となる見込みである。

こちらについては 3 月議会の表決日である 3 月 17 日をもって決定となる見込みである。

説明は以上である。ご審議をよろしく願います。

それでは、ご質問があればお伺いしたいと思います。

国の補助金の名称に無償化という言葉が入っているのか。

当初は無償化という言葉が入っていたが、無償化にならないところもあるということで、正式な名称では無償化という言い回しが取られた。そのまま使うと、自治体によって誤解が生じるということで国が変更された。

承知した。無償化という言葉が入っていたため、イメージが独り歩きしていると誤解を招くのかなという思いもあったが、そういうことであれば理解できた。

中学校は激変緩和で補助していくということで、1 食当たり 54 円から 63 円になっているが、これは従来と変わらないということか。

今までの値上げ時には、値上げの初年度が値上げ額の 2 分の 1

岡田教育長
三浦委員
藤井課長

三浦委員

倉本委員

藤井課長

倉本委員
岡田教育長

で、その次の年度が3分の1というかたちにしており、このたびも初年度であるため、値上げ額の2分の1を補助させていただくが、今までの値上げ額が40円、50円という金額で、補助額もその半額で20円、30円という額だったが、今回かなりの額が値上がりしているため、補助額についても大きくなっているところである。

承知した。

激変緩和は、3年に1度見直しをする場合は3年間にわたって段階的にやっていくが、今回は1年であるため、このような取扱いになっている。

各委員
岡田教育長

その他はいかがか。

特になし。

ないようであれば、学校給食費の改定について、本日の提案どおり承認をいただくということによろしいか。

各委員

全会一致で承認

(3) 浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針（案）について（資料3）

山口課長

それでは資料3について、学校教育課から説明を行う。

前回1月のときに、部活動の地域展開に関する指針、資料でいうと目次の部分や骨子の部分を説明させていただいた。本日は内容を盛り込んで案を作成してきたため、これを説明して、ご審議賜りたいと思っている。

まず、はじめにのところで部活動の意義や現在の部活動を取り巻く諸課題、浜田市がこれまで行ってきた合同部活動の取組や生徒へのアンケート、各種スポーツ団体や神楽団体へのアンケートも踏まえて、浜田市の方向性を盛り込んでいる。

次に、基本方針の中で、浜田市の今回の計画期間、令和12年度までの期間での取組を具体的に説明し、その後、具体的に進めるうえでの浜田市、競技団体との役割分担や実際に行う際の費用負担、環境整備について構成しております。

それでは1ページをご覧ください。

はじめの部分として、部活動の意義については、これまでは学校教育の一環として行われていたものを引き続き踏襲し、今後も引き続き人間関係を構築し、自己肯定感を高める活動として位置づけている。

部活動を取り巻く諸課題だが、部活動の地域展開が検討されて

いる背景として、生徒数の減少、指導者である教員の専門性の不足、生徒の多様な活動をしたいニーズの部分で、現状の課題を述べている。

3点目は、浜田市のこれまでの取組である。地域展開が始まる以前の平成30年から、地域指導者として顧問の補佐というかたちで地域の方に指導者として入っていただく取組を導入している。具体的には、令和5年度から部活動指導員制度を活用し、さらに合同部活動も始めて現在に至っている。

その他、2ページ以降には生徒へのアンケート、スポーツ団体や石見神楽団体へのアンケート結果を載せている。生徒のアンケートには、現状の部活動では十分満足できないという声もあり、さらなる部活動への期待感を持っている子どもたちも背景にしているという状況である。

一方、今後受け入れることになる団体については、141団体に照会し、回収率51パーセントの回答だが、ある程度既に中学校の生徒もこういった活動に参加しているというところである。その団体についても、多くの団体、約半数だが、中学生の受け入れについては検討できるという回答をいただいております。課題となるのは、平日の部活動を含めて指導員の確保、指導できる時間帯という部分が受け入れ団体にとっての課題というアンケート結果をいただいている。

3ページ、今後具体的な方針を示す中での浜田市の方向性だが、当然今までとは違って子どもたちが地域で部活動や運動ができる環境を整えつつも、実際には限られた資源、人材と施設と予算を有効的に使って、浜田市でできる部活動を目指していくというかたちになっている。

対象は今回、中学生のみとしている。この計画などの言葉の中で、地域連携と地域展開型というのを使い分けている。

地域連携というのは、既存の中学校の部活動をそのまま活かして、ここに顧問ができる部活動指導員や地域指導者、外部の人を入れて学校の部活動として教員の負担を軽減しつつも部活動を継続するという意味合いである。

次に、地域展開型というのが、これまでのところで地域移行と呼ばれたものである。具体的には学校から切り離して、地域のスポーツ団体の受け皿の方で活動するというかたちのものを地域展開型というふうに整理している。

それでは 4 ページ、具体的に今回の方針の中身を説明させていただきます。

今回の基本方針の(1) 基本的な考え方である。この方針は、まず市が主体となって取り組むものである。学校と地域と連携して、子どもたちがスポーツや文化芸術を楽しむことができる持続可能な環境を作っていくというかたちである。

この方針の期間は令和 12 年までである。国では推進期間を令和 13 年までとしているが、島根県で国スポ・全スポが令和 12 年に開催されるため、それまでの間、令和 12 年までの間の取組期間の方針としている。

この間に取り組む内容だが、休日における全ての部活動を対象に地域展開、地域のスポーツクラブ等へ展開していきたいということである。

あくまでも現在は休日に限定している。どうしても受け皿の確保が難しい場合は、外部指導者を入れるとか、合同部活動を実施することで、地域連携型、外部指導者を入れたかたちだが、子どもたちの活動機会を確保するとしている。

さらに、地域団体が受け皿として機能する場合は、土日、休日以外の場合、平日においても可能な場合は同様に地域展開をしていくというかたちで進めたいと思っている。

(2) 今後の取組だが、具体的には令和 8 年度からこの方針をスタートさせていただく。現在、受け入れの可能性について随時競技団体と協議しているが、可能なものから随時行うということで、一斉にこの日からこの部活動を切り離すというものではない。

今後すぐに地域展開が難しい場合の対応は、合同部活動も含めて複数で行うとか、そういったことも含めて地域連携型を進めていきたいと思っている。

今後、国の状況も変わり情報が入ってくれば、適宜方針の内容は見直していきたいと思う。

次に役割分担である。この計画の浜田市の役割だが、本方針に基づいて地域展開を進めていく主体になる。具体的には、競技団体や学校との調整を市が主体的にやっていくということである。

実施にあたっては、学校、さらには生徒の保護者へも制度の周知を丁寧に行っていきたいと思っている。

学校の役割だが、やはり学校はどうしても平日は残る。その部分について、学校として、今コミュニティ・スクールで学校運営

協議会があるが、学校の部活動は教育活動の一環であるため、こういった学校運営協議会の場において、現在の学校の取組や部活動のあり方についてはきちんと説明をして、了解したうえで学校としても取り組んでいくというかたちになる。

基本方針や役割だが、子どもたちが、今までは学校の中で部活動の指導を受けているが、土日に、同じ競技をしても指導者が違うということで混乱がないように、競技団体等ときちんと情報共有しながら、子どもたちが混乱をしないようなかたちで地域展開を進めていきたいと思う。

3番として、地域スポーツや文化芸術活動の環境整備について、具体的に進めるうえでの課題や方向性を記載している。

部活動が担う新たな役割だが、(ア)として、色々な人との関わりを学ぶ場とするとともに、(イ)として、主体的に活動ができる、主体性を持つ。(ウ)として、部活動は平日2時間、休日の場合3時間限定というガイドラインにしたが、基本的には同じようなガイドラインを遵守してもらうように、生徒の体に負荷がないように取り組んでいくということを配慮している。

仕組みづくりの話になるが、どうしても浜田の場合、特に受け皿団体がない場合というのは当然想定される。そういった部分は、地域の部活動指導員や外部の方を入れて、子どもたちが学校でできるような制度の検討も引き続き行っていく。

ウについて、確かにスポーツや文化活動をするうえで競技力を追求する部分もあるが、そういった競技力向上に特化した評価については、その受け皿団体と協議し、役割について確認しながら連携を進めていきたいと思っている。

次に体制の整備である。浜田市だけで完結する競技も当初は想定しているが、複数の市町村をまたぐ競技もあろうかと思う。その部分は、必要性があれば適宜、その部分で市町村をまたいだ連携も検討していく。

当然、こういった活動をするうえで、生徒同士のトラブルや事故というのは想定されるものであるため、移行後の地域クラブにおいて、きちんと管理責任体制が明確になるように、浜田市、競技団体と協議の場も共通理解したうえで取り組んでいきたいと考えている。ここが今回地域クラブという定義で、今後色々な法的支援なども含めて行うわけだが、導入にあたっては、地域クラブの認証制度もある程度進めていきたいと思っている。

(3) 指導者の質・量の確保である。アの部分については、現在教職員が部活動を行っているが、地域展開になった場合に、兼業して引き続き指導者ができるように検討を進めていきたいと考えている。

これら全部の主語が浜田市になっているが、市が指導者の確保、把握や指導にあたっての研修制度、こういったこともきちんと市として開催していく流れにしている。

(4) 活動場所の確保と移動負担の軽減についてである。今学校で行っているのは学校の施設を使う前提になっているが、きちんと練習場の確保、活動の場を確保すること。そして、現在中学校を超えた合同部活動の際に、市のスクールバスを利用して移動している。実際、地域展開になった場合に生徒がどう動くかということについても継続してできるようにということで考えている。

(5) 費用負担の在り方である。当然、地域団体に移行するという事は活動費がそれなりにかかると思うため、国からも言われているが、経済的に困窮する家庭の支援、経済的に困窮したことで活動できないというふうにならないよう、そういった持続的な費用負担については考えていきたいと思っている。

(6) 保険加入についてである。活動に伴う怪我等の補償、学校管理下においては日本スポーツ振興センターの国の制度があり、後遺障害も含めて補償する制度があるが、この部分が学校外になると適用外になるため、安心して活動できるように保険の加入について協力を求めている。

次に活動の周知についてである。先ほど保護者への説明を丁寧にするとお伝えしたが、具体的にどうなんだというところも含めて、競技団体、生徒、保護者とスケジュール感を持ってきちんと説明や広報等で周知していきたいと思っている。

(8) として、せっかく一生懸命やった活動の成果は、学校側においても成果を進路に反映するように個人調査報告書の諸活動の記録に記載ができるように、競技団体、受入れ団体、学校と連携して、地域クラブ活動が次のステップに進むように努めていきたいと思っている。

計画は以上だが、あくまでも令和12年までのところは、当面は土日の部活動を地域の受け皿の方に移行を進める。地域展開が進まない場合は、外部指導者を入れて部活動を行っていく。これが地域連携である。さらに進めば先行して、平日も可能な場合は、

岡田教育長
三浦委員

地域の受け皿の方に移していくという方針で、令和 8 年度から部活動を進めていきたいと思っている。

以上である。

それでは、ご質問などがあればお願いしたいと思う。

二つほどある。一つ目は、方針ということであるため、細かい内容があればその時ということだとは思いますが、いまいちイメージできないところがある。地域連携の方は今の延長みたいのところだと思う。地域展開というのは別の団体がやることになると思うが、その需要がどこから吸い上がって、実際どういう団体があるのか、自分たちは子どもたちを募集したいとか、そういう流れがちょっと見えないというか、どちらがスタートで話が動き出すものなのかなというところが気になった。

もう一つ、これは確認だが、教員の兼業という話があったと思う。これは地域展開、地域クラブを作ったときに教員が兼業というかたちで、例えばクラブ内の活動で、その報酬をもらうというようなことができるということなのかなと思うが、これは教員は外部指導者にはなれないということか。例えば自分の学校ではない、違う学校の外部指導者に教員になるということはあるのかどうかと気になったため、その辺りをわかる範囲で教えていただきたい。

山口課長

これについては令和 8 年度からスタートのイメージである。まず現在、中学校に部活動というものがあり、来年度入学する生徒は、希望すれば現在の部活動に入ることになる。地域連携は進めているが、移行はきちんとできていないため、入学と同時に社会体育専門の部活動に入る生徒は、部活動とは切り離れた社会体育ということで、部活動とは切り離れた活動ということになる。

選択肢として、入らない、まず学校の部活動に入る、社会体育の方に所属する、というところで、今回中心になるのは、学校の部活動に入った生徒になる。その部活が、今後土日、祝日を含めた休日の部活動を、まずは地域で受けてもらえないかというところである。土日は学校では行わず、地域の方でというイメージである。段階的にできるものは、平日も受け入れるという団体があれば、そこは学校から切り離していくというふうになる。

最終的に一番の問題になるのは、大会の参加のところ、どの団体から出るかということになる。各専門部等あるが、特に中

学校体育連盟の大会については、原則構成するのが学校である。そういった地域クラブになった場合も参加できるかというところは、文部科学省もできるように方針を出しているが、具体的にどといった要件を満たしていればというところは、その団体の参加要件に沿っていく。

基本は、まずは学校の部活に入ってもらい、土日は順次地域の受け皿の方が変わっていくというイメージである。どうしても受け皿がないところは、外部指導者を入れて教員の負担を減らしながら、継続して子どもが活動できるようにしていく。

2点目の兼業だが、これは教員の兼業である。結論から言うと、地域指導者として実施は可能である。ただ、島根県教育委員会が今年度示したが、教員も当然、月の上限時間数もあるため、実際の学校での勤務プラス部活動、地域部活動を含めて、複数ヶ月で上限80時間、単月でも100時間という条件を設けている。これを超える場合は兼業は駄目ですよという指針を示しているため、フルに兼業できるわけではないが、兼業は可能というイメージで理解していただければと思う。

岡田教育長

私から確認だが、教員は部活動の指導者もできるのか。今は地域指導員しかできないと思う。部活動指導者もできるようになるのか。

山口課長

問題は、勤務の上限が今回出たため、そこは今、地域指導者は兼業できるようにしている。部活動指導員については再度確認してみる。

岡田教育長

確認をお願いします。

ちょっと補足するが、三浦委員からのご質問は、地域クラブから子どもたちにアプローチしていくのか、あるいは市の方から地域クラブにアプローチしていくのかというお話だったと思う。

現在既に地域クラブを実施しておられるところについては、バスケットとか、いろんなかたちでもう選択肢の一つとして子どもたちが選んできているが、今ある既存の、そういう受け入れをしておられるクラブだけでは足りないため、アンケート調査をしたときに受け入れてもいいよというお返事をいただいた各種スポーツなり文化なりの団体の方の意向を、まず市の方でしっかり調査をして、休日であれば月何回ぐらい受け入れるだとか、土日のどちらを受けるだとか、ちょっとその辺りをしっかり調査を進めて、先々では、その結果を学校に知らせて、子どもたちに集中して選

んでもらうというかたちになるだろうと思う。

それから、教員による外部指導については先ほど課長がお答えしたとおりで、教員の負担も軽減するということがあるが、部活動をこれまで本当に熱心に取り組んでこられた方がおられる。そういう方が休日に、もう学校活動ではないが、地域の指導者として兼業してやるかどうか、これは制度としては可能になるが、それを可とするかどうかというのは課題もあるため、その辺りはこれからしっかりとしたルールづくりをしていく。基本はお手伝いをしていただかないと、例えば陸上部は今合同部活動をやっているが、教員が多いため、教員がいないと成り立たないようなことにもなりかねないため、そこはちょっと協議するということになると思う。

倉本委員

一応確認だが、地域展開というのは、学校の部活動があつて、土日をその地域のクラブにお任せするということでよいか。

岡田教育長
倉本委員

そうである。

もし、そのチームが中国大会や全国大会に出るときには、学校の部活動で出てくるということによいか。学校にある部活動が、土日にたまたまそこへ行ってやっているわけで、そこが予選等で勝って出るときには、その学校の部活動の名前で出るということによいか。

岡田教育長

基本的にこれも整理が必要だが、今中体連の大会でも、学校だけの出場を認めるところもあれば、クラブチームの出場も認めるようになった競技種目もある。従って、どちらで出るかということは整理しないといけないが、ただ、少なくとも学校の部活動と地域のスポーツクラブ、これは最初は休日と平日を分けていき、将来的に平日もどうしていくかということになってくるが、基本は両方に籍を置いて、学校部活動に籍を置きながら地域クラブにも籍を置いてというようなことはなかなか難しいのではないかと思います。

倉本委員

そのため、休日の部活動はもう学校はしないということになると、土日が完全に分断してしまうため、そこをどう扱うかということは大きな課題であり、これからの検討事項になると思う。

もう一つは、もし学校で出るのであれば、引率は学校の教員がやるということか。

もしくは部活動指導者、チームから来ていただいて、その方は引率もできるようなことになっているため、どちらかになる。

倉本委員

承知した。

もう 1 点確認したいのは、先ほども出たが、地域展開でやってきた、そういう地域クラブみたいなものが、うちは例えば野球だと指導できますよということを学校にアピールしてきたら、その時は、今の流れから言うと、市教委の方が野球をやりたい生徒が現在中学校で何人いるから面倒見てもらえないかと間に入り、渡すようなかたちになっているが、逆に、今例えばカーリングのチームがないのだが、地域クラブで代わりにやりましょう、教えてくださいよと言ったときに、誰かやりませんかというのを中学校の方に向けてアピールすることはできるのか。

山口課長

可能である。

浜田市内でも、小学校を中心に活動されている団体が受け入れてもいいよというかたちでお話をいただいている。具体的には実際の活動場所、時間についてうまく話が進んでいない部分があるが。

倉本委員

実際にそれを部活動と見るのか、いわゆる地域クラブ、競技力向上のクラブと見るのかはまた別にして、それでも可能だということによいか。

山口課長

そこで色々な支援を何かするという、地域クラブ認証に値するかというのは今後の課題であるが、そういった声をいただくと、教育委員会と学校が一緒になって、その団体と受け入れが可能かどうかを検討して実施していきたいところである。

岡田教育長

これから少し整理をしていかなければいけないのは、平日も土日も同じスポーツをずっと続けて頑張りたいという子どもがいたときに、それは学校のその部を指導しておられる先生と地域クラブを指導しておられる指導者がしっかり意識合わせをして、混乱が子どもたちにならないようにやっていかなければいけない、そのための条件整備を整えていく。

学校としては、現在ある部活動については何とか地域移行にそのままの状態をつなげていきたいという思いがあると思う。そのため、ここはまずそれを第一に、現在の部活動をどうするかということはいっしょに考えていかなければいけないと思う。

一方で、子どもたちは多様な体験をしたいということで、平日はこの部活動をやっているが、土日は違うことをやりたいといったことが必ずある。そうしたときに、地域でこんなものがある、こんな活動をやっている、それで子どもたちを受け入れていいと

いうものがあれば、そういう情報を学校に、あるいは子どもたちに提供して、子どもたちが選んでもらえるような、平日と土日は全然違う活動をするというような選択肢ももしかしたらこれから先出てくるかもしれない。

基本的に休日は地域に任せるということだが、平日と同じ部活動を子どもたちが選ぶとは限らないため、先ほど言われたように、カーリングとか、色々な他のスポーツの例が出たが、休日はちょっとそれをやって楽しみたいなということで、受け皿さえあれば、そことつなげていくようなことも考えていかなければいけないと思っている。

方針であるため、現在のところは、休日は地域に展開を図っていきましょう、令和12年度以降は平日と一緒にすることをどうしようかと考えていきましょう、地域に受け皿がなければ、その間は部活動として維持するために学校の活動に地域の方の協力を得ながら続けていきましょうというところまでを、この方針で固めたということである。

杉野本委員

今教育長が言われたことに関連すると思うが、2ページのところに、生徒向けアンケートの中で、活動の満足度を高めるために専門的で丁寧な指導をしてほしいとか、よりちょっと強くなると勝利を目指す活動といった、より専門性を求める、競技力向上を求める生徒もおられる。おそらくこの辺りは体育協会だとか、そういった部分との連携を図っていく必要があるかなと思う。

もう一方で、気軽に楽しめるだとか、健康への配慮をしたいというのは、そういう生徒、あるいは5ページのところに地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備の(1)のイにも、部活動にない種目だとか、大人数での活動機会の創設というような、いわゆる中体連に加入していないような、加入していないが何かスポーツや体を動かすことの楽しさだとか、あるいは文化的な、先ほど言われたカーリングのようなものがもしかしたら出てくるかもしれないし、最近色々な祭りなどではダンスなども色々なところでやっている。部活動とは違うが、一緒に体を動かすことといったところまで、この地域スポーツや地域文化活動の中に入ってくると、子どもたちの選択肢というのはすごく広がってきて、子どもたちの思いには応えていきやすいのではないかなという気がする。

ただ、何でもかんでもということになると大変なため、6ページに書いてある体制整備の中の地域クラブ活動の認定というところ

が関わってくるのかなという気がしている。その認定要件は具体的に、例えばこのようなことが最低ないと認定しにくいなというところ、それが認定されたメリットとして市教委からでも学校に、あるいは家庭にこういう地域スポーツクラブがありますよ、こんな地域文化活動をやりますよというのが提示しやすいような、何かその裏付けになるような、選択資料になるようなことにつながっていくのかなという気がするが、具体的にこの認定要件というところ、最低限この辺まではというようなことがあるのか、もしイメージしやすいものがあるのであれば教えていただきたい。

山口課長

資料で言うと5ページの3(1)アの(ウ)に記載している浜田市中学校部活動ガイドライン、この中で休日の時間というのを3時間としている。基本的に学校の部活動を移行するため、基本的な大きな要件として、このガイドライン、活動の時間がその認定の目安になるかと思う。一日しっかりやるというのはなかなか難しい。健康上のこともある。

杉野本委員

あえて言うのであれば、いろいろな体罰等のこともあったりすると、指導者の研修というのも、最低限この1回、2回でも研修を受けない限りは認定はしませんよとか、日本スポーツ振興センターと先ほど言われたが、原則保険に入っているということも最低限必要だという辺り、何かその辺りを絞っていくと、それに合わせたような、ここまではできないから自分たちは自由に好きに趣味の範囲のサークル活動的な部分でやるかとなって終わるのか、それともこの地域スポーツ・文化芸術活動の方に入って広く中学生を募集しますよというかたちに広がっていくのか、ちょっとその広がり的な部分をつなぎやすいようなかたちになっていければと思う。中学校の今ある部活動に限定しないような発想に広がっていくといいかなという思いは持っている。

岡田教育長

おそらく国の方も、この部活動の地域展開を進めるために、どういう経費が必要なのかということは今議論している最中である。状況によっては、地域クラブで認定を受けたところについてそれを支援するような制度も今検討を進められているというのは伺っている。

具体的なことがちょっとわからないため、まだこれ以上のお話ではできないが、ある意味で言うと、認定に必要な条件、先ほど言われた研修であるとか、学校の方針と合った活動のやり用であったりとか、保険に入るとか、色々なルールを整備して認定すると

ころと、さらに認定はされなくても子どもたちと楽しくやりたいという受け皿があったときに、本当にきちんと指導してもらえるかどうかとか色々なことを確認したうえで、今ない部活動、お茶でもお花でも文化活動でも何でもいいが、そことつながって選択肢が広がるようなことも、この方針の中では、そういう方向もあるということを謳っているため、少し時間をかけて進めていきたいと思っている。

その他はいかがか。

浅津委員

生徒にアンケートをとって、ある程度ニーズが見えてきたのかなと思うが、それを広く公表したらいいのではないかなと思っている。今回 140 の団体にアンケート取っておられるが、団体ではない人、例えば個人で何かをされている人というのは全くまだ情報が届いておらず、そういう人の中にも、しっかりした活動をされていて、何かニーズがあるのであれば自分もやってみたいという方がおられたりとか、逆にもし依頼されたら、こんなことができるけどなという個人の方がおられたりするが、そういう人にはまだ全然情報がなく、そこにも等しく情報が届けば、何か受け皿がもっと広がるのではないかなと思っている。先ほど倉本委員も言われたが、こちらから依頼をするのか、それとも向こうからプレゼンか何かをして、こんなことができますよというようなかたちにするのか、両方なのか。できれば、この 140 の団体に入っていない人にも何か情報が届くといいなと思う。この 140 の団体というのはどのようにして出てきたのか。

山口課長

今回アンケートを取った団体だが、調査対象は学校開放事業で学校を使って活動されている任意団体を含めた団体と、文化協会、連盟、文化振興課とスポーツ振興課の両課が情報を持っている団体を抽出させてもらった。委員が言われるように、個人で気持ちを持っている方にはなかなか今回のアンケートは届いていない状況である。

今後この方針も当然、議会に報告して本日広く周知する一環で公表するため、こういった結果についても公表していきたいと思っている。個別に個人の方についての情報提供というのは、当面市報やホームページになるが、まずは情報発信して、色々な団体に、きちんと浜田の部活動の方向性を示したうえで、協力したいという声がいただけるような仕組みは考えたいと思う。

浅津委員

承知した。

<p>岡田教育長</p> <p>各委員</p> <p>岡田教育長</p> <p>各委員</p>	<p>基本的に今の方針について色々な質問にお答えしているが、まず今中学校で行っている部活動を、まずどうするかというのが一番に考えなければいけないと思う。そのうえで、そういった活動についての広がりをしていくかというのは、まずそこがある程度が目途がついてから次のステップにしないと、一度にこれを全部スタートしてやってしまうと、その作業もなかなか大変であり、学校も子どもたちも混乱するといけない。</p> <p>まず今の各学校にある部活動をどうしていくか、ある程度の方角が見えてきたときに、では今の活動にはない、子どもたちのニーズが多いとか、地域でそういう希望があるようなところと、そこをしっかりと詰めていくかというような流れに具体的にはなっていくかなとは思っている。</p> <p>その他はいかがか。</p> <p>特になし。</p> <p>ないようであれば、浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針案についてはご承認いただけるか。</p> <p>全会一致で承認</p>
---	--

(4) 教育委員会委員と社会教育委員の意見交換について (資料 4)

<p>永田課長</p>	<p>資料 4 をご覧いただきたい。</p> <p>教育委員会委員と社会教育委員の意見交換についてである。</p> <p>こちらについては、例年このぐらいの時期に毎年開催させていただいており、今年度の取組や社会教育の推進等について、教育委員会の委員方と社会教育委員との意見交換を行うものである。</p> <p>実施の希望日時としては、令和 8 年 3 月 16 日の月曜日、午後 1 時から、場所については中央図書館で開催を希望している。</p> <p>内容については、テーマとして浜田市の「こどもまんなか社会の実現」に向けて意見交換をするというところで、現在考えている内容だが、まず具体的には、浜田市のこども計画について、子ども・子育て支援課から説明をいただき、次に実践発表ということで、実際に活動しておられる社会教育委員の柳川さんから、プロジェクトを広げよう子どもの権利条約の取組の紹介をしていただく予定としている。</p> <p>次にワークショップとして、委員方にもされた方がおられるかもしれないが、なんでやねんすごろくという体験のワークショップを実際に体験していただくことも考えている。</p>
-------------	---

岡田教育長
各委員

それらを踏まえて意見交換というところで、浜田市の社会全体で子どもを支える政策を推進していくうえで大切にしたいことが、実際にワークショップであったり、実践発表を聞かれて、それぞれ委員方との意見交換ができたというふうに考えているところである。

説明については以上である。

ただいまの説明について、ご質問等があるか。

特になし。

3 部長・課長等報告事項

草刈部長

令和7年度 一般会計補正予算（第11号）説明資料（資料6）私の方からは資料6と7である。資料6の方から説明させていただく。

2月24日から3月17日まで22日間で開催される3月の市議会定例会議に提案される令和7年度一般会計補正予算第11号について説明させていただく。

まず編成概要だが、この11号はふるさと寄附の調整、12月補正予算編成後に新たに生じた急を要する経費、現時点で事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業について調整を行うものである。

予算規模は、補正額が16億2,498万9千円の減額ということで、補正後の予算総額は449億145万2千円となる。補正事項の主なものについては下に書いてあるとおりで、基本的には、教育委員会関係は決算見込みによる不用額の調整と特定財源の確定に伴う財源振替である。

20ページと下に書いてあるところだが、教育費の方が6,892万5千円の減額ということである。18事業あるが、先ほどの不用額の調整と財源振替については説明を省略させていただく。それ以外でいうと、21ページの165番だが、私立幼稚園保育事業、こちらの方は665万円の増額ということになる。これは施設利用者数の増に伴うもので、特定施設において利用定員を15人で想定していたが、それを超えての受け入れ、27人であったため、それに対応するための増額ということである。

その下の170番、島根県国民スポーツ大会競技会場整備事業ということである。浜田市野球場トイレ洋式化の予算を今年度計上していたが、令和7年度から、令和8年度から9年度にか

けて、いわゆる国スポに係る施設整備に併せて実施をするということで、年度間調整することによって今年度は減額を行うというものである。以上が、教育委員会の主なものということになる。

資料6については以上である。

令和8年度 当初予算説明資料（資料7）

続いて資料7、こちらは令和8年度当初予算説明資料である。

まず全体のところだが、1枚めくっていただき21ページというところがあるが、この一番下のところが全体額になっている。予算総額は427億4,000万円ということで、令和7年度に比べて5億6,598万6千円の減額、率で1.3パーセント減というのが全体の予算である。

続いて隣の22ページのところ、教育費の方である。(3)の歳出の目的別状況というところの下側の表である。10番が教育費です。令和8年度については51億7,457万7千円ということで、令和7年度に比べて12億2,715万2千円の増額、31.1パーセントの増ということである。

先ほど当初予算全体の中では5億6,500万円の減となっているが、教育費の方は大きく増えている。基本的に増えた要因としては、美川小学校の新築の関係で、事業費レベルで8億5,000万円程度増えている。後ほどまた出てくるが、大きいものとしては、島根県国民スポーツ大会の競技会場整備事業ということで、こちらの方も1億3,600万円程度増えている。それから先ほど出ていた学校給食の負担軽減事業の方で1億2,100万程度増えている。また、特別教室のエアコン整備について、工事に入るため、そちらの方が7,700万円程度増えている。

それでは個別の事業の方で、209ページと下に書いてあるところからが教育費である。総額51億7,457万7千円である。こちらの方で事業別の予算が記載してあるが、新規と拡充を中心に、特に金額が大きいとか、そういうような説明が必要な事項について整理番号順に説明をしていきたいと思う。

個別の事業費の金額の読み上げは省略したいと思う。まず最初の新規だが、209ページの573番、こちらの新規は、学校の統合・改築計画等に係る学校統合計画審議会の開催経費となっている。

続いて 211 ページ、580 番の新規である。こちらの方は教育振興計画を策定するということになるが、そのための教育振興計画の審議会の開催経費ということである。

続いて 212 ページ、583 番の新規である。こちらは教育用コンピュータ、いわゆる GIGA 端末の OS の延長サポートの適用のための委託経費である。

216 ページ。先ほど出ていた特別教室のエアコン整備事業だが、夏場の間の学習環境の改善、それから熱中症対策のために小中学校の特別教室のエアコンを設置するという事になっている。令和 8 年度においては小学校 12 校、中学校 7 校の実施設計と、小学校 9 校の特別教室のエアコンを整備をするということである。

隣のページの 217 ページ、599 番だが、こちらは故益井俊雄氏のご遺志による寄附金、これを原資として創設する給付型奨学金を運営する経費となっている。奨学金の内訳としては、海外の短期留学と文化芸術、スポーツの活動等に対する支援の 2 種類ということになっている。263 ページに説明シートがついているが、詳細についてはそちらをご覧くださいと思う。

218 ページの 603 番、こちらは拡充が二つと新規である。

最初の方の拡充だが、中学校で実施をしていたウェブでの Q-U テスト、こちらを小学校にも拡充するものである。

二つ目の拡充だが、校内フリースクールを小学校 2 校に設置していたものを、小学校 6 校、中学校 4 校の計 10 校に拡充するというものである。

その下の新規だが、対面では伝えにくい子どもからの SOS を察知する選択肢を増やすために、あと児童生徒の悩みが大きくなる前に気持ちを聞くことができる仕組みということで、GIGA 端末を活用して外部の専門家とのチャットによる子どもの相談窓口を令和 8 年度から設置をするための経費である。

220 ページの 608 番の拡充、こちらは教員の授業力向上のための研究指定校の委託料の単価を 1 校当たり 10 万円から 13 万円に増額するための拡充となる。

222 ページの 615 番に新規があるが、こちらは理科教育の設備の整備ということで理科備品を充実させる経費となっているが、全小中学校で令和 5 年度から令和 8 年度にかけて整備するという事になっている。令和 8 年度は小学校が対象となる

ということである。

223 ページの 619 番、こちらは美川小学校の新築事業ということで、新たな校舎、屋内運動場を建設する経費となっている。令和 8 年度は主に校舎の建築工事、それから太陽光発電、蓄電池設置工事、普通教室のエアコン設置工事、それから機械警備設置委託、学校ネットワーク整備の経費がこちらに挙がっている。

224 ページだが、最初の新規については、公共下水道の整備が行っているが、こちらに伴い、第一中学校の下水道を接続するための設計の経費となっている。

同じくその下の 622 番、旭中学校の防音対策事業だが、これは旭中学校の校舎の防音対策として、補助事業を使わず、市単独事業として全ての特別教室にエアコンを設置するということである。

228 ページの 635 番の新規である。こちらは子どもたちの学びの場面に必要な図書資料を提供するため、各年代層に人気が高いジャンルの蔵書を手厚く整備するために要する経費である。

その下の 636 番だが、こちらも第一中学校と同じように中央図書館の方に下水道を接続するための設計経費である。

233 ページの 652 番である。こちらの事業の新規だが、浜田市の指定無形文化財である石見神楽蛇胴製作技術の後継者育成に対して、育成に要する費用の一部を助成するための経費である。その下の方は、石見神楽に関するものづくり技術、令和 8 年度は蛇胴製作技術であるが、これを後世に伝えるために用具の製作過程の全過程を映像として記録するための委託経費ということである。

235 ページの 659 番の新規である。これは世界こども美術館の開館 30 周年記念事業として、国際交流ワークショップ、シンポジウム、アートステージなどを実施するための開催費用について一部助成するための経費である。こちらの方は、説明シートが 264 ページについているため、ご覧いただきたい。

238 ページの 668 番、こちら新規は、食材費の高騰を踏まえて令和 8 年度に予定している学校給食費、中学校分の引き上げに対して激変緩和措置として値上げ分の 2 分の 1 相当額を調整するための経費である。1 食当たり 58 円から 68 円の助成にな

っている。265 ページに説明シートがついているため、ご確認
いただきたい。

その下の 669 番、こちらの新規は、学校給食費の抜本的な負
担軽減措置として、国の給食費負担軽減交付金を活用し、保護
者負担を軽減するための経費である。小学校児童 1 人当たり月
額 5,200 円の食材費が自治体に交付される予定となっている。
こちらも 265 ページの説明シートに記載がある。

最後に 240 ページの 676 番だが、島根県国民スポーツ大会競
技会場整備事業である。令和 12 年度に大会が開かれるが、そ
の競技会場となる市有施設の整備を、令和 8 年度には、主に競
技会場の設計業務を行うための経費を計上している。

説明は以上である。

資料 6、7 の予算関係について、ご質問等があるか。
特になし。

岡田教育長
各委員

藤井課長

行事等予定表（資料 8）

資料 8 をご覧いただきたい。2 月 20 日から 3 月 31 日までの
行事予定を記載している。

教育委員方に特にご出席をお願いしたいものについて、丸印
を付けさせていただいている。

まず小学校と中学校の卒業式だが、3 月 7 日、3 月 17 日、3
月 18 日、3 月 19 日である。先般、各学校の日程を委員方にお
示しさせていただいたため、よろしく願います。本日は告辞
をお渡しさせていただこうと思っている。

3 月 16 日の月曜日は、先ほど担当課長の方から説明があつた
が、教育委員方と社会教育委員方の意見交換会である。

3 月 31 日の教員退職・辞職者辞令交付式については、また期
日近くに改めて学校教育課からご案内させていただくため、よ
ろしく願います。

説明は以上である。

行事予定について、ご質問があるか。
特になし。

岡田教育長
各委員

石橋室長

第 10 回（2 月）市校長会資料（資料 9）

2 月の校長会で話したことを報告する。資料 9 をご覧いただ
きたい。

2月は次年度の全国学力学習状況調査について、AIドリルについて、令和8年度の取組についての3点について話をした。

初めに、いつものように浜田市の学力と課題を確認していただいた。

まず1点目として、次年度の全国学力学習状況調査についてである。令和8年度全国学力学習状況調査まで3ヶ月を切ったため、各学校での準備に万全を期してもらうようお願いした。

特にお願いしたのは、準備を担当者だけに任せず、学校全体で共有し、みんなで準備を進めていただきたいということである。例えば、キーボード入力を英語以外の時間に練習し、英語の時間にはサンプル問題をやってみるなど、学校全体での準備を進めていただきたいと考えたためである。

また、別紙に資料をつけているが、松江市教育委員会より提供があった資料「先生と生徒のための中学校英語直前準備ガイド」は大切なことがコンパクトにまとめてあるため、これをもとに校長先生、教頭先生が、英語の先生や学力調査担当の先生に直接声をかけて確認しながら進めていただきたいということをお願いした。

続いてAIドリルについてである。活用のグラフをご覧いただきたい。お正月休みをとっていたAIドリルも順調に活用が戻り、現在高止まり状態である。AIドリルの方は、ほぼ日常になった学校が多いのではないかなと思っている。

1月27日に浜田東中学校会議室で、ベネッセコーポレーションの浜田市担当の森本様を講師に迎え、AIドリル事例共有研修会を行った。

浜田市が導入しているICT学習ソフト「ミライシード」には、たくさん問題を解いていくドリルパークの他に、学習データを管理する「カルテ」や個々の特性に合わせた学びができる「まるぐランド」、そしてCBTによる単元テストができる「テストパーク」が掲載されている。

今回の研修会は、このテストパークとカルテに力点を当てて研修をしていただいた。

テストパークを使うことで、単元テストの採点集計時間が削減され、返却までにかかる日数が短縮されている。また、クラスや個人の得意な部分、苦手な部分が把握しやすくなる。

ドリルパークだけでなく、テストパークやカルテ、まるぐラ

ンドなどもしっかり活用し、学力向上に向けた取組を進めてくださいとお願いした。

なお、この研修会の最後に6点についてお願いをしたところである。

これからはドリルパークだけでなく、テストパークやカルテ、まるぐランドなども色々と試して活用の幅を広げてほしいということ。4月から、これまでのような業者テストを使うのか、テストパークを使うのか、中間テストや期末テストはどうするのかなどについて校内で相談してくださいということ。今年度はベネッセコーポレーションから講師を迎えて研修会を実施したが、来年度はここまではできないため今年度のうちに使い方などを校内で広めてほしいということ。特別支援学級の子どもが、学年が上がってもまるぐランドを使えるといいなといった意見があった。予算のこともあるためすぐには結論が出ないが、教育委員会で検討して参りますと伝えた。

来年度については、今年度同様ドリルパークとテストパークとカルテについては小学1年生から中学3年生まで使える。まるぐランドは、来年度から小学1年生から4年生まで使えるようになる。今回、学校ごとの活用率を表すWAUのグラフを学校ごとにお持ち帰りいただいた。活用が進んでいない学校では、どうやって活用率を上げていくか、校内でもう一度相談していただきたい。AIドリルの活用は、英語のCBTにもつながるため、AIドリルを活用して、機器に慣れるようにしてくださいという6点についてお願いをした。

続いて、令和8年度の学力育成総合対策事業及び浜田市小中連携教育についてである。令和8年度は、今年度と同様の取組をする。指定校については、来年度の意向について確認を行い、現在調整をしているところである。

説明は以上である。

ただいまの説明に対して、ご質問があるか。

特になし。

岡田教育長
各委員

山本課長

浜田市新市誕生20周年記念NHK「おかあさんといっしょ宅配便ファンターネ！小劇場」の開催について（資料10）

それでは、資料10と資料11をご覧いただきたい。

まず最初に、浜田市新市誕生20周年記念事業、NHK「おかあ

さんといっしょ宅配便ファンターネ小劇場」の開催について報告する。

去る1月31日に浜田市新市誕生20周年記念事業として「おかあさんといっしょ宅配便ファンターネ小劇場」を石中央文化ホールにて開催した。午前1回、午後1回の全2公演開催している。1公演目は892人、2公演目が876人で、合計1,700人のお子さんと親御さんに参加をしていただいた。

非常に盛り上がり、皆さん楽しんで帰っていただけたと感じている。

第8回石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の会議結果について（資料11）

続いて、資料11をご覧いただきたい。第8回石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の会議結果について報告する。

第8回の拠点構想の検討委員会を、2月6日に中央図書館で開催した。当日は委員14名のうち10名出席いただき、4名が欠席をされている。

議題については、石見神楽保存・伝承拠点基本構想案について最終調整を行ったところである。数件の修正意見があったものの、修正については最終的には会長一任ということで対応することを決定している。

なお、第8回の会議において、検討委員会としての基本構想案は概ねとりまとめたため、検討委員会については第8回をもって終了となった。それに伴い、先般2月16日に、豊田会長と福浜副会長のお二人で、市長へ会議の検討経過について報告をしていただいている。

今後であるが、今年度3月末までのところで、今回の業務を委託している業者から、石見神楽保存・伝承拠点基本構想案として取りまとめられたものが市に提出をされる予定となっている。

報告については以上である。

今の2点について、ご質問があるか。

特になし。

岡田教育長
各委員

- 4 その他
(1) その他

岡田教育長
日ノ原係長
岡田教育長

事務局からその他何かあるか。

特になし。

その他のところで、委員方からご報告や質問があればお願い
する。

各委員
岡田教育長

特になし。

最初にお諮りしたとおり、引き続き、会議を非公開に切り替
えて、開催したいと思う。関係者以外の皆さんは退席をお願い
する。

2 議題

(5) 浜田市文化財指定の諮問について（資料5）

山本課長

資料5をご覧いただきたい。浜田市文化財指定の諮問について
である。浜田市指定文化財候補物件「波佐の諸職用具」について、
浜田市文化財保護条例第9条の規定に基づき、次の文化財審議会
において、下記のとおり市文化財指定の諮問を行いたいと思っ
ている。

ここで言う波佐というのは、金城町波佐地区のことである。諸
職用具というのは、江戸時代以降の波佐地域の生業基盤であっ
た、たたら製鉄などの諸職に関する用具のことである。

諮問の理由については、資料にもあるとおり、波佐の諸職用具
は、江戸時代以降の波佐地域の生業基盤であった、たたら製鉄な
どの諸職に関する用具類を、住民の自発的な意志によって網羅的
に収集・整理したものである。波佐の諸職用具は、鉄穴流し用具、
たたら製鉄用具、鍛冶屋用具、炭焼き用具、屋根葺き用具、紺屋
用具、養蚕用具を取りまとめたものである。質量ともよく備わっ
ており、中国山地の分水嶺に近い高地にあり、ほとんどが山地で
農地が少ない波佐地域の生産生活の特色を示すものとして重要
であると考えている。今後も保存継承されるべきものであると、
教育委員会の担当課としては考えている。そのため、文化財審議
会において諮問、審議をお願いするものである。

裏面に参考として挙げているが、波佐の諸職用具についての説
明を記載している。員数が686点、附が8点である。附が何かと
いうと、その用具を用いてできた製品のことであり、ここで言う
附8点というのは、たたら製鉄用具を使ってできた縁鉄という鉄
の延べ棒のことである。それも含め、その用具の686点と附8点
を併せて、一つの括りで波佐の諸職用具として文化財指定をした

いと考えている。この用具と附の所有者は、西中国山地民具を守る会である。

この用具の概要だが、まず鉄穴流し用具、たたら製鉄用具、鍛冶屋用具については、波佐地域で江戸時代末期に最盛期を迎えていたたたら製鉄における原材料の確保から製品加工までの工程に用いられたものであり、たたら製鉄の全容をうかがうことができる資料である。

炭焼き用具については、明治、大正、昭和時代に波佐地域で主要産業となっていた炭焼きに使用されたものである。特徴としては、右利き用や左利き用の炭切り台があるなど、当地域の多くの人が炭焼きに従事していたことを示している貴重な資料である。

屋根葺き用具については、今はなかなか見ることのない茅葺き屋根の屋根葺きをするために使用された用具である。屋根鋏、屋根針、つつき、へらといった、屋根葺きに必要なのが一式揃っている貴重な資料である。

紺屋用具については、藍甕と型紙がある。こういった染め物に使った用具である。

養蚕用具については、桑切り包丁や、蚕箔という蚕を育てる網などの蚕を飼育する用具、またはそこからできた繭から糸を作るための用具といったものが一式揃っているような状況である。

これらの用具が、波佐の昔の生活様式を表す貴重な資料であると考えているため、このたび文化財審議会にしたいと考えている。

以上である。

ご質問等があるか。

特になし。

なかなかこれだけの用具が数多く残っているというのは貴重だということであるため、文化財審議会委員のご意見を頂戴して、認めていただければ指定していきたいと思っている。

特にご意見がなければ、諮問するというご承認いただけるか。

全会一致で承認

ありがとうございます。

なお、この内容の公開の時期については、文化財指定の可否の決定以降とさせていただきたいと思う。議事録の公開についても、その後の公開とする。

岡田教育長
各委員
岡田教育長

各委員
岡田教育長

各委員

資料は正式な諮問文を決定以降に公開するため、定例会資料としては公開しないということにさせていただきたいと思うが、よろしいか。

了承

次回定例会日程

定例会 3月16日(月) 15時00分から

浜田市立中央図書館2階多目的ホール

次々回定例会日程

定例会 4月23日(木) 14時30分から

浜田市役所本庁4階講堂 AB

16:10 終了